職場要求アンケート集約中
夏休み中に市町教委へ
要求書提出

組合には団体交渉権

泉北教組は、各市町教育委員会に対し、次年度予算編成に向けての要求書を夏休み中に提出し、２学期に交渉を行います。

これは、地方公務員法第55条「地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、（中略）適法な交渉の申入れがあった場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。」との条文に基づきます。

泉北教組は要求書の作成にあたり、「職場要求アンケート」を集約中です。

学校の施設・設備の改善も勤務条件

アンケートには、「あなたの学校の施設・設備について、改善してほしいと思うことを書いてください。」との項目があります。地教委の中には、「各学校の施設・設備については、校長先生を通してください。」と回答を嫌がる担当者もいますが、学校の施設・設備も当然のことながら、私たちの「勤務条件」に含まれます。また、施設・設備を改善してほしくない校長先生がいるわけありません。多くの先生方の要求を直接、教育委員会に伝えましょう。

アンケート項目は以下のようなものです。ご協力、よろしくお願いします。

○労働時間について
○自宅への持ち帰り仕事
○泊を伴う学校行事の振り替えについて
○勤務時間についての意見
○職場での管理職等によるパワハラ等のハラスメントについて
○改善してほしい教育環境や労働環境について
等

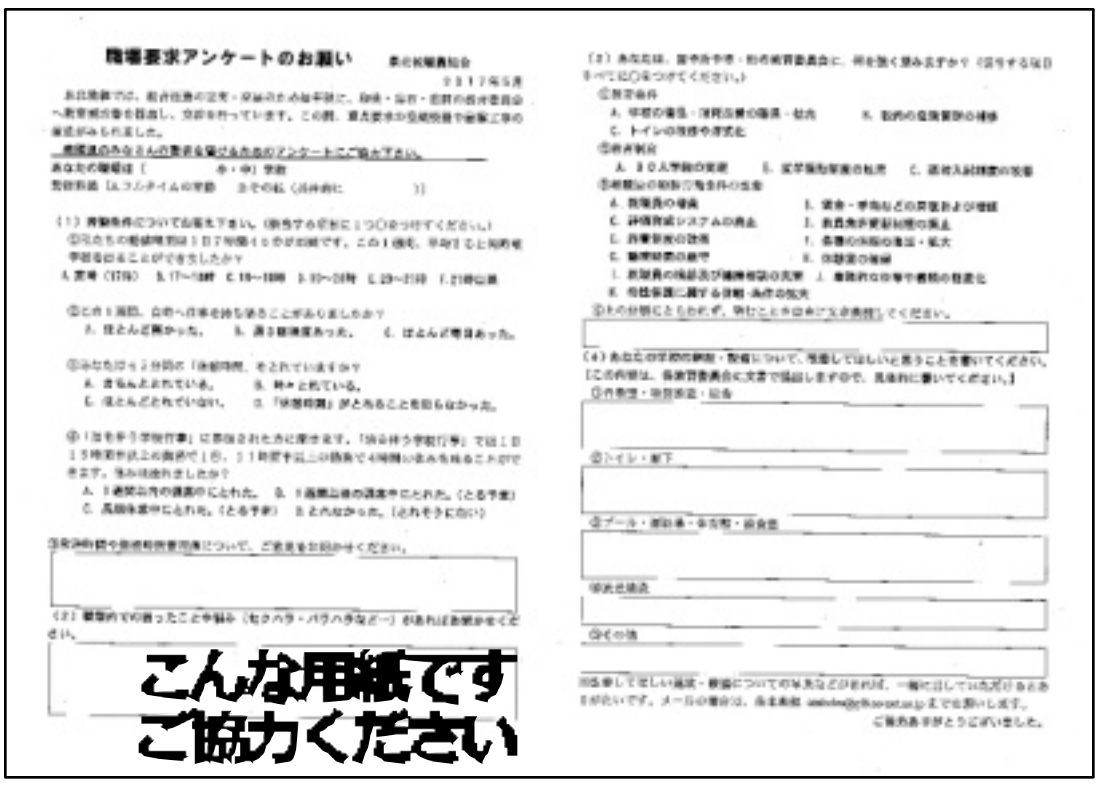
職場要求アンケートのお願い

こんな用紙です
ご協力ください

長年の要求が実を結び

和泉市教育委員会傍聴人規則改善

昨年度要求書の【要求内容】及び【回答】は、
【泉北教組要求】新「地方教育行政法」のもとでも、教育委員会の独自性、独立性を堅持するとともに、教育委員会の透明化や、総合教育会議も含め、公開性の向上に努めること。また、教育委員会に対する請願や陳情の際、市議会のように意見陳述を可能にする制度を取り入れること。
【和泉市教委事務局回答】地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき政治的中立性の確保及び会議の公開、議事録の作成・公表等に努めている。教育委員会での請願や陳情の制度については研究を進める。
というものですが、交渉の場では、とりわけ教育委員定例会の傍聴人数を増やすことを強く求めてきました。

以上のような経緯もあり、今年度４月の教育委員定例会において規則の改正が行われました。
【旧規則】傍聴人は、20人以内とする。
【新規則】傍聴人の定員は、会議ごとに教育長が定める。
改正理由に「教育委員会議を広く公開することを目的とし、・・・」とあり、私たちの要求が一定反映されています。

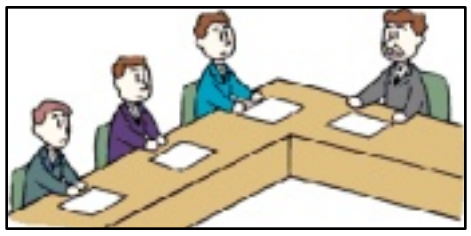

小さな前進ではありますが、今後は抽選にはずれた市民が会議を傍聴できないという事態は無くなると期待しています。

「戦争法」を廃止させよう。子どもたちや自衛隊員を戦場に送るな。